

第六一回

参第一〇号

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、産炭地域における教育の特殊事情にかんがみ、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校に係る学級編制及び教職員設置に関する特別措置等について定め、もつて産炭地域における義務教育の水準の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい地域及びこれに隣接し、当該不況による影響の著しい地域であつて、政令で定めるものをいう。  
2 この法律において「産炭地学校」とは、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう。

（学級編制の標準の特例）

第三条 各都道府県ごとの、産炭地学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「標準法」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

学 級 編 制 の 区 分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童又は生徒で編制する学級	三十五人
二の学年の児童又は生徒で編制する学級	十五人
学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十五条に規定する特殊学級	十人

2 産炭地学校の学級編制については、標準法第三条第一項中「数学年」とあるのは「引き続く二の学年」と、同法第四条中「前条第二項又は第三項」とあるのは「産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律（昭和三十四年法律第 号）第三条第一項」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（教職員の設置の特例）

第四条 産炭地学校には、もつぱら児童又は生徒の生活指導に従事する教諭又は助教諭を置かなければならない。

2 前項の規定により置くべき教諭又は助教諭の数は、次の表の上欄に掲げる学校規模に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学 校 規 模	教諭又は助教諭の数
十学級以下の学校	三人
十一学級から二十学級までの学校	四人
二十一学級から三十学級までの学校	五人
三十一学級以上の学校	六人

3 産炭地学校には、学校教育法第二十八条第一項ただし書（同法第四十条において準用する場合を含む。）及び第百三条の規定は、適用しない。

（教職員定数の特例）

第五条 産炭地域をその区域の全部又は一部とする各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校に置くべき教職員（標準法第二条第二項に規定する教職員をいう。）の総数は、同法第六条及び第七条の規定又はこれらの規定及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百八十一号）附則第三項の規定によるほか、前条の規定により置くこととされる教職員の数が確保されるように定めるものとする。

（国の負担の特例）

第六条 産炭地学校における教育の教材に要する経費については、義務教育費国庫負担法（昭和三十七年法律第三百三十三号）第三条中「二分の一」とあるのは「十分の八」と読み替えて同条の規定を適用する。

（国の補助の特例）

第七条 産炭地学校の設置者が産炭地学校の児童又は生徒に係る学校給食費を補助する場合における学校給食法（昭和三十九年法律第百六十号）第七条第二項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる」とあるのは「これに要する経費の十分の八を補助する」と読み替えるものとする。

第八条 市（特別区を含む。）町村が産炭地域内に住所を有する学校教育法第二十三条に規定する学齢児童又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒で経済的理由により就学困難と認められるものの保護者に対して就学奨励のために金品を給与する場合における就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「児童若しくは生徒の通学に要する交通費」とあるのは「通学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費」と、「予算の範囲内において、これに要する経費」とあるのは「これに要する経費の十分の八」と、同条第一号中「又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費」とあるのは「、通学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費」と、それぞれ読み替えるものとする。

第九条 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十七条の規定により産炭地学校の児童又は生徒に係る援助を行なう場合における同法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる」とあるのは「その援助に要する経費の十分の八を補助する」と読み替えるものとする。

第十条 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）第二十条第三項ただし書の規定により同項に定める額で産炭地学校の児童又は生徒に係るものを徴収しない場合に

おける同法第三十五条第二項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる」とあるのは「政令で定めるところにより、安全会に対して当該徴収しない額の合計額の十分の八を補助する」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第四条及び附則第三項の規定を除き昭和四十四年四月一日から適用する。
- 2 昭和四十三年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。
- 3 この法律は、昭和四十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和四十七年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、同日後もなお従前の例による。

## 理 由

産炭地域における教育の特殊事情にかんがみ、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校に係る学級編制及び教職員設置に関する特別措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十四年度において約二十三億円の見込みである。